

高齢者・障がい者 バス料金助成制度をご利用の皆さんへ

4月1日からのバス乗車証について下記の通りご案内します。

- ◆**対象者** ①高齢者 満70歳以上の方(平成31年度中に70歳になる方も含む)
※昭和25年4月1日以前に生まれた方
②障がい者 身体障害者手帳(1～4級)・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の
いずれかの交付を受けている方

◆**申請方法・場所**

「現在バス乗車証をお持ちの方」または「平成31年度中に70歳になる方」には、申請に関する通知書を受付日までに送付しますので、申請の際にお持ちください。なお、顔写真は会場で撮影します(代理人による手続きの場合はご持参ください)。

また、現在バス乗車証をお持ちでない対象の方で申請を希望する方は下表の期間中にお手続きください。

自治区	受付日時	受付場所
北見	3月7日(木)～15日(金)／10時～16時	まちきた大通ビル5階催事場
	3月23日(土)／10時～16時	上ところコミュニティプラザ 東相内地区住民センター
	3月24日(日)／10時～16時	相内地区住民センター 仁頃住民センター
端野	3月20日(水)・22日(金)・25日(月)・26日(火)／9時30分～16時	端野保健福祉課
常呂	3月20日(水)・22日(金)・25日(月)・26日(火)／9時30分～16時	常呂保健福祉課
留辺蘂	3月22日(金)／9時～17時	温根湯温泉福祉センター
	3月23日(土)・24日(日)／9時～17時	留辺蘂保健福祉課

※北見・留辺蘂自治区につきましては、混雑を避けるため、通知書で個別に申請期間・場所を指定いたしますので、ご協力をお願いします

※上表の期間前はお手続きできません。上表の期間終了後は、保健福祉部総務課、総合支所保健福祉課、支所・出張所(日吉出張所、瑞穂出張所を除く)にてお手続きできます(支所・出張所で申請する場合は即日交付ではなく後日交付となります)

※就労支援をご利用の方は、受付日時等が異なる場合があります。下記をご覧ください

◆**乗車証有効期間** 4月1日～平成34年3月31日 ※改元が予定されていますが、「平成」表記としています

◆**交付料** ①高齢者 3,000円 ②障がい者 1,500円
※紛失や汚損などによる再交付の際は1回500円

■障害者総合支援法の就労系サービスを利用している方へ

下表の会場で手続きしていただくと、バス乗車証の交付料同額を助成します。

◆**対象となる就労系サービス** 就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)

◆**手続きの受付日時・場所**

自治区	受付日時	受付場所
北見	3月16日(土)～18日(月)／10時～16時	まちきた大通ビル5階A会議室
端野・常呂	上記「◆申請方法・場所」内の端野・常呂自治区の受付日時・場所に同じ	
留辺蘂	3月23日(土)・24日(日)／9時～17時	留辺蘂保健福祉課

※上表の日時・場所で手続きすることが難しい方は、上表の受付日時以降にお近くの窓口へお越しください

◆**手続きに必要なもの**

障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)、障害福祉サービス受給者証、印かん、バス乗車証、北見市障がい者福祉的就労支援バス料金助成申請書 ※バス乗車証との同時申請も可能です

詳☎障がい福祉課☎25-1136

詳☎保健福祉部総務課☎33-1354 / 端野保健福祉課☎56-2117
常呂保健福祉課☎(0152)54-2114 / 留辺蘂保健福祉課☎42-2425